

令和2年8月27日  
京都信用保証協会

～特定信用状関連保証制度による海外現地法人向けの資金調達を支援～

- I 令和2年2月に株式会社京都銀行と連携し、海外展開サポートデスク創設後では初めて、本制度を活用した海外展開支援を行いました。
- II 同年7月に信金中央金庫及び京都信用金庫と連携し、本制度を活用した海外展開支援を全国の信用保証協会ですべて初めて行いました。

当協会は、平成30年7月に海外展開サポートデスクを創設し、金融・経営両面から中小企業者の海外展開支援に取り組んでいます。

今般、府内中小企業者の海外現地法人（タイ）が現地金融機関より現地通貨（バーツ）建てによる融資を受けるにあたり、特定信用状関連保証制度を活用した海外展開支援を行いました。

なお、信金中央金庫と連携し、信用金庫を代理店として特定信用状を発行するスキームを活用した海外展開支援は全国の信用保証協会ですべて初の取り組みです。

当協会は、今後も府内中小企業者の海外展開支援に努めてまいります。

◆ 特定信用状関連保証制度

《概要》

国内中小企業者の海外子会社が現地金融機関から融資を受ける際に、国内金融機関が当該現地金融機関に向けて発行する特定信用状（スタンバイ・クレジット〈Standby Letter of Credit〉）に関し、国内金融機関に対して親会社（国内の中小企業）が負担する債務について、信用保証協会が債務保証を行うことで、資金調達を支援するものです。

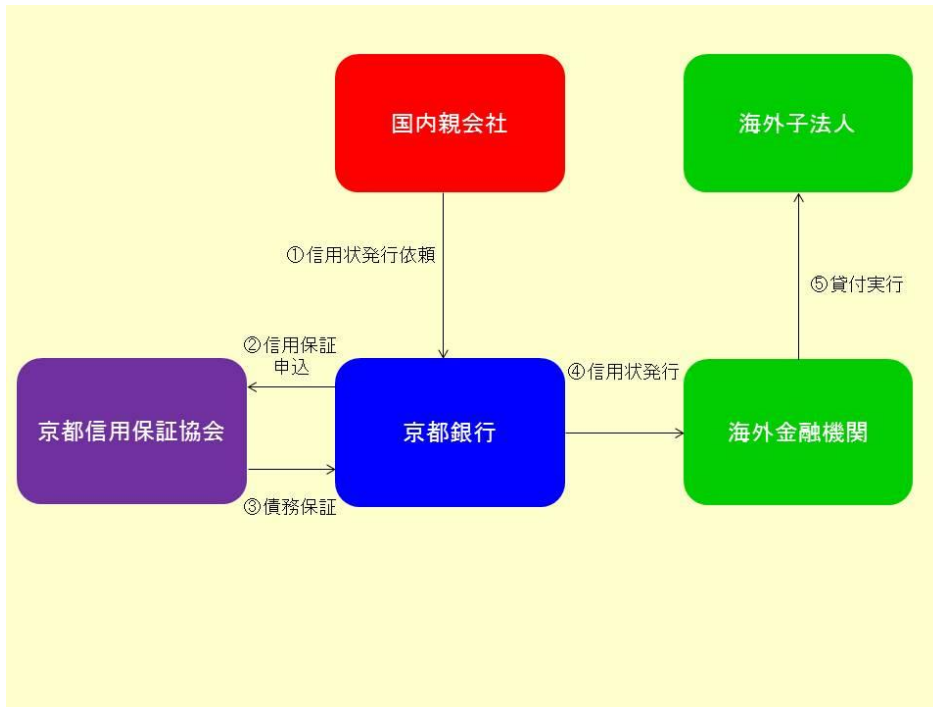
保証限度額	保証期間	備考
2億円（保証割合は80%）	1年以内	他の保証と別枠、担保不要

《取扱金融機関（令和2年7月末現在）》

北陸銀行、商工組合中央金庫京都支店、京都中央信用金庫、京都銀行、  
信金中央金庫（代理店：京都信用金庫、京都中央信用金庫）

《スキーム図》

I. 京都信用保証協会×京都銀行での特定信用状関連保証



II. 京都信用保証協会×信金中央金庫×京都信用金庫での特定信用状関連保証

